

「死刑について」

2016年04月23日

私は死刑制度に反対である。反対には冤罪があることを理由にする考え方がある。イギリスで、冤罪で逮捕された人が死刑になった後に、真犯人が現われ、死刑制度が廃止された。裁判は誤りを回避できない。日本の警察は犯人を検挙することを至上とし、無理矢理に罪を負わせた事例がある。冤罪を晴らし、釈放された人々がいることはしばしば報道されている。冤罪で死刑とされた人は耐え難い無念な思いであっただろう。私は冤罪があるから死刑に反対するのではなく、どんな権力も人の命を奪う権利はないと考えているからである。また、死刑制度が犯罪の抑止力になると言われていたが、その根拠はないことが証明されている。

死刑の廃止は国際的な趨勢で、死刑を廃止、又は停止している国は140ヶ国あり、存続している国は58ヶ国ある。実際に死刑を執行している国は、日本を含め22ヶ国である。いわゆる先進国と言われる国々で死刑を存続しているのは、日本、韓国、米国の三ヶ国だけである。韓国は16年以上も死刑執行を停止し、米国は18州が死刑を廃止しており、死刑を国家として執行しているのは日本だけである。EU（ヨーロッパ連合）は死刑を執行する国の加盟を認めない。国連には「死刑廃止条約」があって日本に批准するように要請している。しかし、聞き入れようとはしない。日本は、国家は人を殺す権力を持っていることを示したいと考えているとしか思えない。国家は全ての人の幸せを実現するために存在しているが、有害な者を抹殺し、有益な人だけの国家を目指すことは「民主主義」に反する。また、憲法九条は武器の不保持、戦争の放棄を謳い、国家による殺人はしないという理念であり、死刑制度は明らかに憲法と矛盾している。

「浅野健一ゼミ in 西宮」に、安田好弘弁護士が招かれ、講演をしている。安田氏は、死刑に関わる裁判を14、5件も担当し「死刑辩护人」と言われている。負け続きの弁護の中で、死刑から無期を勝ち取った興味深い話を語っている。1988年に名古屋で「大高緑」事件が起こった。少年・少女たち6人が、駐車中の車をバットで壊し、中の物を盗んでいた。アベックの車を襲ったが、失敗し、被害者に車をぶっつけられた。いきり立った少年たちは車をボコボコにし、女性を強姦し、アベックを殺した。強盗殺人、強姦致死と死体遺棄の罪状であった。主犯格のSさんは一審で死刑になった。高裁で、安田氏たちが辩护人となり、死刑から無期懲役に減刑され、服役している。その後、安田氏はSさんと家族との関わりを持ち続けていた。Sさんは死刑判決を受けた時は、思い切り悪のままで死んでいこうと、被害者や遺族への謝罪の気持ちは持てなかった。しかし、母親は遺族へ示談金を支払い、周りからの白眼視に耐えながらも、辛うじて生きていけるのは「お前が生きているからだ」と言った。こんな自分でさえ、生きていることを大切に思ってくれる母親の言葉を聞いて、はじめて被害者や遺族に目を向けることができた。服役しながら、遺族に謝罪の手紙を送る許可を得て、刑務所内で働いて得る賃金（時給50円以下）を貯めて、送り続けている。すると、遺族から「頑張りなさい」「今の気持ちを一生忘れるな」という返事をもらい、更に「もう彼を外に出していい」とまで言ってくれているという。

この話は人間の本質を言い当てていると思う。死刑判決を受けた者は社会から遮断され、死に怯える日々を送っている。しかし、謝罪の思いは湧いてこない。生きて、命が保障された時、はじめて命を奪った罪の重大さに気づく。そして、遺族との和解の道も開かれていく。犯した罪には、刑罰は当然であるが、生かして償わせることが真の更生になるのではないか。安田氏は「赦しの文化形成」の重要性を語っている。